

（第1面）

産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

平成36年06月27日

（宛先）越谷市長 殿

報告者

住 所 東京都墨田区向島三丁目44番4号

氏 名 東武谷内田建設株式会社

代表取締役社長 谷内田 昌克

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-3625-1011

令和6年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画作成（変更）したので、
埼玉県生活環境保全条例第 2 0 条第 2 項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	東武谷内田建設株式会社
事業場の所在地	埼玉県越谷市越谷本町2-4
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
変更の概要	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	総合工事業
②事 業 の 規 模	12,908百万円
③従 業 員 数	205
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別添 1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 現場での分別の実施 ・産業廃棄物の再利用を指導・推進 ・搬入時の梱包の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・資材調達について、簡易な梱包を推進して、梱包材の削減に取り組む		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現場での産業廃棄物の置場で余裕の有る場所では小さいサイズのコンテナを置き分別収集をした
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 建設混合廃棄物について、現場での分別を推進する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	紙マニフェストの交付及び照合・保管 集合教育による建設副産物等の知識の向上		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストの積極的展開を図り、普及率の向上を目指す 継続的な集合教育を行い、建設副産物の知識の向上を行う		
※事務処理欄			

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、再生利用業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者)への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 6 ※欄は記入しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別添 1 処理工程図

コンクリート破片 → 破碎 → 再生利用

アスファルト・
コンクリート破片 → 破碎 → 再生利用

がれき類 → 破碎 → 再生利用

ガラス・コンクリート・陶磁器くず → 破碎 → 再利用

木くず → 破碎 → 再生利用

紙くず → 圧縮・梱包 → 再生利用

金属くず → 破碎 → 再生利用

繊維くず → 破碎 → 再生利用

廃プラスチック類 → 破碎 → 再生利用

汚泥 → 脱水・固化 → 再利用

混合廃棄物 → 選別 → 破碎 → 再利用

石綿含有建材 → 埋立

別添 2 管理体制図

建設副産物に関する組織体制

